

	壁面広告物は、取付壁面からはみ出さないようにし、下地の色は壁面とあわせるように努めるものとする。 突出る広告物の上端は、建築物の高さを超えないものとする。また、同一壁面において複数必要な場合は設置位置を統一するとともに、形状、意匠、色調等の統一を図るよう努めるものとする。 窓面利用広告、テント広告、広告網、のぼり、ぼんぼり等については、できるだけ行わないように努めるものとする。 広告塔は、その高さ、形状、表示面積等について、隣接する相互において統一を図り、景観の調和を図るよう努めるものとする。
--	--

2 西原村の特定施設届出地区に係る基準

(1) 対象区域 次表に掲げる路線の路端から両側20メートル以内

路線名	始点	終点
国道57号	大津町と西原村の境界	西原村と阿蘇市の境界

(2) 対象行為

対象区域内における特定施設（西原村景観条例第2条第5項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部又は一部が前号の区域に係るものの新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの

(3) 基準 次の表のとおり

事項	基準
特定施設及び附帯施設の位置に関する事項	建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。
特定施設及び附帯施設の外観に関する事項	建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。色彩については、できるだけ多色使用を避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。
特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項	広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努めること。
その他	のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないようにする。

3 西原村の大規模行為届出地区に係る基準

(1) 対象区域 西原村全域

(2) 対象行為

対象区域内（1-(1)の区域を除く。）における大規模行為（西原村景観条例第2条第6項各号に掲げる行為をいう。）で、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの（2-(2)に掲げる行為を除く。）

(3) 基準 次の表のとおり

事項	基準	
位置	道路等の公共用地に接する敷地境界線から極力後退した位置とするよう努めること。	
外観	意匠	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とするよう努めること。附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮すること。
	色彩	色彩は、周辺の景観との調和に配慮すること。
	材料	周辺の景観と調和するような材料を使用すること。

熊本県告示第440号

熊本県屋外広告物条例施行規則（昭和39年熊本県規則第56号）別表第6第1項第6号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項を次のように定める。

令和元年11月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

南阿蘇村の区域における屋外広告物に関する事項

1 南阿蘇村の景観形成地域に係る基準

(1) 対象区域

南阿蘇村景観形成地域（次の図において区域境界線により区切られる地域のとおり）（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県県北広域本部土木部阿蘇地域振興局に据え置いて縦覧に供する。）

(2) 対象行為

対象区域内における建築物等（南阿蘇村景観条例（平成26年条例第11号）第2条第2項の建築物等をいう。以下同じ。）の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの

(3) 基準 次の表のとおり

沿道景観形成ゾーンA-1、A-2、山麓景観形成ゾーン、田園景観形成ゾーン

事項		基準
建築物の位置	道路からの位置	敷地の許す範囲で、道路からできるだけ後退した位置とし、沿道に空間を確保するものとする。道路境界から20メートル以上後退するように努める。ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りではない。（沿道景観形成ゾーンA-1のみ） 県道及び幅員5メートル以上の主要村道境界から20メートル以上後退するように努める。ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りではない。（山麓景観形成ゾーンのみ）
	配置	敷地内における建築物及び工作物の規模及び位置等を勘案し、釣合いのとれた配置とする。背景となる阿蘇外輪あるいは阿蘇五岳と調和のとれた配置とする。
建築物等の外観	意匠・形態	周囲の基調となる景観と調和を図り、景観のまとまりを保つとともに、背景となる阿蘇外輪あるいは阿蘇五岳との調和に配慮するよう努めるものとする。
	材料	材料は、耐久性、耐候性に優れ、たい色・はく離等の起こりにくいもので、質感豊かなものを用いるものとする。
	色彩	外壁及び屋根の色彩は、隣接する建築物等や周囲と調和した落ち着いたものを用いるものとする。基調となる色彩は、別表の基準のものを使用するよう努めるものとする。（沿道景観形成ゾーンA-1及び山麓景観形成ゾーンのみ）
	広告物に関する事項	屋上には、広告物を設けないよう努めるものとする。壁面に設ける広告物は、規模、形状、意匠、色調等が建築物本体と調和するよう努めるものとする。のぼり、はり紙、広告網等の簡易広告物はできるだけ行わないよう努めるものとする。
独立工作物	電気供給又は有線電気のための電線路又は空中線の支持物	電柱広告は、できるだけ行わないよう努めるものとする。
広告物に関する事項		位置は、道路からできる限り後退させるよう努めるものとする。規模、形状、意匠、色調は、周辺の景観に調和するよう努めるものとする。材料は、耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等の起こりにくいもので、質感豊かなものを用いるものとする。

別表（景観形成基準色彩）

外壁の色範囲（表示はマンセル色票系（JIS）による）

記号	色彩ブロック名	含まれる色素	色相	明度／彩度
W I	ベージュ	ベージュ 茶	2.5 Y R ～1.0 Y	4.0 <～8.5 / 1.0 <～2.0
W II	クリーム	うすい黄 灰みの黄	1.0 Y <～ 1.0 Y	6.5～8.5 / 1. 0 <～2.0
W III	茶	茶	7.5 R～7. 5 Y R 7.5 Y R < ～1.0 Y	2.0～4.0 / 1. 0 <～6.0 2.0～4.0 / 1.0 <～4.0
W IV	無彩色	白 明るい灰色 灰色	2.5 Y R～ 7.5 G Y	6.5～8.5 / 1. 0 以下

2 南阿蘇村の特定施設届出地区に係る基準

(1) 対象区域 次表に掲げる路線の路端から両側20メートル以内

路線名	始点	終点
国道57号	大津町と南阿蘇村の境界	南阿蘇村と阿蘇市の境界

(2) 対象行為

対象区域内における特定施設（南阿蘇村景観条例第2条第5項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部又は一部が前号の区域に係るものの新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの（熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く。）

(3) 基準 次の表のとおり

事項	基準
特定施設及び附帯施設の位置に関する事項	建築物、工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。
特定施設及び附帯施設の外観に関する事項	建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとするよう努め、色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努めること。色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮するよう努めること。
特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項	広告塔、広告板、その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努めること。
その他	のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないようにする。

3 南阿蘇村の大規模行為届出地区に係る基準

(1) 対象区域 南阿蘇村全域

(2) 対象行為

対象区域内（1-(1)の区域を除く。）における大規模行為（南阿蘇村景観条例第2条第6項各号に掲げる行為をいう。）で、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの（2-(2)に掲げる行為を除く。）

(3) 基準 次の表のとおり

事項	基準	
位置	道路等の公共用地に接する敷地境界線からできるだけ後退した位置とすること。	
外観	意匠	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とするように努めること。附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮すること。
	色彩	色彩は、周辺の景観との調和に配慮すること。
	材料	周辺の景観と調和するような材料を使用すること。

熊本県告示第441号

熊本県屋外広告物条例施行規則（昭和39年熊本県規則第56号）別表第6第1項第6号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項を次のように定める。

令和元年11月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

山都町の区域における屋外広告物に関する事項

1 山都町の特定施設届出地区に係る基準

(1) 対象区域 次表に掲げる路線の路端から両側20メートル以内

路線名	始点	終点
国道445号	御船町との境界	国道218号との交点 山都町上寺交差点
国道218号	美里町との境界	五ヶ瀬町との境界
国道265号	高森町との境界	国道218号との交点 松葉交差点
国道325号	国道265号との交点 柳交差点	高森町との境界

(2) 対象行為

対象区域内における特定施設（山都町景観づくり条例（平成20年条例第15号）第2条第6項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部又は一部が前号の区域に係るものの新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの

(3) 基準 次の表のとおり

事項	基準
特定施設及び附帯施設の位置に関する事項	建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。
特定施設及び附帯施設の外観に関する事項	意匠・色彩 建築物・広告物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。 電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする 広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。 「くまもとカラーガイド」等を参考にして、地域で推奨する色彩、避けてほしい色彩の区別を行い、それぞれの地域にふさわしい景観形成を進めること。
特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項	広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努める。
その他	のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう努める。

2 山都町の大規模行為届出地区に係る基準

(1) 対象区域 山都町全域

(2) 対象行為

対象区域内（1-(1)の区域を除く。）における大規模行為（山都町景観づくり条例第2条第7項各号に掲げる行為をいう。）で、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの（2-(2)掲げる行為を除く。）

(3) 基準 次の表のとおり

事項	基準
位置	道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。
外観	意匠 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮すること。

	色彩	基調となる色彩は、周囲の自然環境や隣り合う建築物等の色彩との調和を考慮し、象徴的なアクセントとなる色は限定的な使用とすること。 「くまもとカラーガイド」等を参考にして、地域で推奨する色彩、避けてほしい色彩の区別を行い、それぞれの地域にふさわしい景観形成を進めること。
	材料	周辺の自然素材や町並みの素材感と調和するような材料を使用すること。

熊本県告示第442号

平成20年4月1日熊本県告示第295号（熊本県屋外広告物条例施行規則別表第6第1項第6号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項）及び平成21年3月31日熊本県告示第299号（熊本県屋外広告物条例施行規則別表第6第1項第6号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項）は、令和元年11月1日に廃止する。
令和元年11月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第443号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和元年（2019年）11月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市菊鹿町五郎丸字西谷561番1（次の図に示す部分に限る。）、560番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字西谷560番1・561番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第444号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和元年（2019年）11月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字西里字肥3042番2・3042番3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字肥3042番2・3042番3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第445号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和元年（2019年）11月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字湯山字汗ノ原141番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
汗ノ原141番1(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第446号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。
令和元年(2019年)11月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
NPO法人糸 熊本市東区長嶺東四丁目 4番31号	訪問介護つむぐ 熊本市北区龍田八丁目15 -118B-III コンファ ティープヒルズ龍田	43120005 7	令和元年(20 19年)10月 21日

熊本県告示第447号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和元年(2019年)11月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和元年(2019年)11月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	河内矢部 線	上益城郡山都町小笹字猿越 651番3地先から	前	6.4 ~ 27.6	334.1	単道改
		同所 641番2地先まで	後	10.5 ~ 31.8	334.1	

2 区域を変更する期日 令和元年(2019年)11月1日

熊本県告示第448号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和元年(2019年)11月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和元年(2019年)11月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦 線	水俣市大迫字白浜 366番1地先から	前	8.4 ~ 14.1	118.8	防安交
		葦北郡津奈木町大字小津奈木 字白浜 350番1地先まで		9.5 ~ 18.4		

			後	8.4 ～ 14.1	118.8	
				12.1 ～ 19.6	113.3	

2 区域を変更する期日 令和元年(2019年)11月1日

熊本県告示第449号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年(2019年)11月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年(2019年)11月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	別府一の宮線	阿蘇市一の宮町三野字太田 179番1地先から 同所 166番地先まで	213.5	防安交

2 供用を開始する期日 令和元年(2019年)11月1日

公 告

熊本県公告第416号

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により免許を取り消したので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和元年(2019年)11月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 免許の取消しをした年月日
令和元年(2019年)10月21日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
中木原博文 二級建築士 第2330号
- 3 免許の取消しの理由
建築士法第9条第1項第3号に該当するため。

熊本県公告第417号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和元年(2019年)11月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測)	令和元年(2019年)10月16日から 令和2年(2020年)3月24日まで	熊本市内全域

熊本県公告第418号

熊本市に事務所を置く白川西南部土地改良区理事長から平成31年(2019年)4月24日付けで申請のあった定款の変更については、令和元年(2019年)10月23日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

令和元年(2019年)11月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第419号

八代郡氷川町に事務所を置く氷川土地改良区理事長から平成31年(2019年)4月22日付けで申請のあった定款の変更については、令和元年(2019年)10月24日

付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

令和元年（2019年）11月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第420号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

令和元年（2019年）11月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
竹元 久	天草市新和町小宮地	天草市新和町碓石字雁山口2143番2
大新牧場森岡畜産 合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字藏ノ前353番2 ほか4筆
新和パレット合同 会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字柱崎395番1
田中 伸悟	天草市有明町楠甫	天草市有明町楠甫字屋形石671番16
長田 数志	天草市天草町高浜北	天草市天草町高浜北字庵河内3087番 ほか1筆
株式会社天草よか もん	上天草市大矢野町上	天草市有明町楠甫字古塘下4773番4 3ほか28筆
磯田 清俊	上天草市大矢野町上	天草市有明町楠甫字中道下4858番1 2ほか22筆
株式会社天草よか もん	上天草市大矢野町上	天草市有明町楠甫字屋形石671番52 ほか9筆
磯田 清俊	上天草市大矢野町上	天草市有明町楠甫字岩崎633番14ほ ほか3筆
丸田 起雄	天草市有明町大浦	天草市有明町楠甫字古塘下4773番6 5ほか10筆
葉山 正典	天草市有明町楠甫	天草市有明町楠甫字屋形石671番55 ほか2筆
岳元 常廣	天草市有明町楠甫	天草市有明町楠甫字古塘下4773番4 3ほか20筆
田中 伸悟	天草市有明町楠甫	天草市有明町楠甫字屋形石671番21 ほか2筆
釜元 茂	天草市有明町楠甫	天草市有明町楠甫字古塘下4773番6 1ほか4筆
釜元 茂	天草市有明町楠甫	天草市有明町楠甫字古塘下4773番7
明瀬 浩幸	天草市有明町上津浦	天草市有明町楠甫字屋形石671番50 ほか3筆
林田 富士雄	天草市有明町楠甫	天草市有明町楠甫字屋形石671番52
松下 一喜	天草市有明町楠甫	天草市有明町楠甫字岩崎633番19ほ ほか1筆
岳元 常廣	天草市有明町楠甫	天草市有明町楠甫字岩崎633番14ほ ほか2筆
釜元 きよか	天草市有明町楠甫	天草市有明町楠甫字屋形石671番3

2 認可年月日

令和元年（2019年）11月1日

熊本県公告第421号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年（2019年）11月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

菊池郡菊陽町大字戸次字屋敷廻250番3及び250番4

507.55平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

熊本市東区戸島西一丁目5番68号フリューション戸島西式番館502号
丸中 章平
丸中 成生

熊本県公告第422号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年(2019年)11月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

菊池郡菊陽町大字津久礼字下沖野3040番1の一部、同3040番4、同3041番1、同3041番2、同3041番3、同3041番4、同3041番5、同3041番6、同3041番7、同3041番8、同3041番9、同3049番3、同3050番3、同3052番1、同3052番5、同3052番6、同3052番7、同3052番8、同3052番9、同3052番10、同3052番11、同3052番12、同3052番13、同3052番14、同3052番15、同3052番16、同3052番17、同3052番18、同3052番19、同3052番20、同3052番21、同3052番22、同3052番23、同3052番24、同3053番6、同3075番1、同3075番4、同3075番5、同3075番6、同3075番7

並びに町道及び里道の一部

8,429.86平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

熊本市東区小峯三丁目1番18号
株式会社南栄開発
熊本市中央区神水本町11番15号
有限会社山本學商店

熊本県公告第423号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年(2019年)11月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

合志市須屋字下出口2918番11

250.30平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

合志市須屋399番地2メゾン・ド・ルミエール205号
三宅 健太

熊本県公告第424号

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により実施した第48回採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

令和元年(2019年)11月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

受験番号

1、3、12、15、16、19、23、30、35、37、48、49

登 載 依 頼**熊本県警察本部告示第6号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和元年(2019年)11月1日

熊本県警察本部長 小山 巖

1 競争入札に付する事項

熊本県警察遺失物管理システムインターネット公開用サーバ及び関連機器賃貸借

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札に参加するための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和元年（2019年）11月11日（月）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和4年（2022年）3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和3年（2021年）10月1日から令和3年（2021年）11月30日（熊本県の休日を含める）まで行う。

熊本県警察本部公告第62号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
令和元年（2019年）11月1日

熊本県警察本部長 小山 巖

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

熊本県警察遺失物管理システムインターネット公開用サーバ及び関連機器賃貸借

(2) 借入物品及び数量

熊本県警察遺失物管理システムインターネット公開用サーバ及び関連機器 一式

(3) 業務に係る発注・契約担当部局

熊本県警察本部警務部会計課企画指導係（熊本県庁警察棟4階）

(4) 業務に係る入札担当部局

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

(5) 借入物品の規格、品質等

熊本県警察遺失物管理システムインターネット公開用サーバ及び関連機器賃貸借に係る要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(6) 契約期間

契約締結の日から令和7年（2025年）12月31日（水）まで

(7) 借入期間

令和2年（2020年）3月1日（日）から令和7年（2025年）12月31日（水）までの間

(8) 納入期限

令和2年（2020年）2月28日（金）まで

(9) 納入場所

仕様書のとおり

(10) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次の日からウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。ア 入札参加者側のシステム障害により、電子入札の続行が不可能と認められる者

イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者

ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(11) 入札金額

入札金額は、賃借料（保守料込み）1月当たりの借入金とする。見積りに当たっては、70月賃借料で計算すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10を相当する額を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

(12) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(13) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要となるときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和元年（2019年）11月11日（月）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

1(4)の入札担当部局

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 仕様書の内容を満たしていること。これを保証するため、機能等証明書及び納入機器等一覧を令和元年（2019年）11月14日（木）午後5時までに1(3)の発注・契約担当部局に提出し、機能等証明書技術審査結果通知書により承認を受けた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(6) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。

イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。

エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。

※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。

※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

(7) ISO27001又はプライバシーマークの認定を受けていること。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 機能等証明書技術審査結果通知書

ウ 役員等一覧

エ ISO27001又はプライバシーマークに係る認証等の写し

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからエまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イからエに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イからエに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イからエに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからエまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和元年(2019年)11月21日(木)午後5時まで

(4) 提出先

1(4)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和元年(2019年)11月21日(木)午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和元年(2019年)12月10日(火)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和元年(2019年)12月9日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時

令和元年(2019年)12月10日(火)午前11時

(イ) 場所

1(4)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和元年(2019年)12月9日(月)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合は、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

- イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
 オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（70月）を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県警察本部警務部会計課企画指導係

電話番号 096-381-0110（内線2284）

ファックス番号 096-381-3652

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

The lease of the internet server for public use and the related equipments of the Lost and Found properties management system of Kumamoto Prefectural Police.

(2) Date and Place for tender

Date: Dec, 10th, 2019, 11:00.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
 Management and Purchasing Division
 (2nd floor of Prefectural Government Main Building)

- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Finance Division, Police Administration Department, Kumamoto Prefectural Police
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto city, Kumamoto Prefecture, 862-8610,
Japan
Phone: 096-381-0110(2283・2284)
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会公告第1号

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会の会議を次のとおり開催します。

令和元年(2019年)11月1日

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会
会長 瀬尾 量

- 1 開催日時
令和元年(2019年)11月11日(月)
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本テルサ(熊本市中央区水前寺公園28-51)
- 3 議題
(1) 後発医薬品に関する報告事項について
(2) 後発医薬品安心使用に向けた活動の展開について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員 10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、傍聴人の氏名・住所を記載したうえで会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会事務局(熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課監視麻薬班)
電話 096-383-1111(内線7165)

公告

熊本県環境影響評価条例(平成12年熊本県条例第61号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により作成した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)について、条例第15条の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。また、条例第16条第1項の規定により準備書についての説明会を開催するので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年(2019年)11月1日

株式会社エネ・ビジョン 代表取締役 須藤 康文

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
(1) 名称 株式会社エネ・ビジョン
(2) 代表者の氏名 代表取締役 須藤 康文
(3) 主たる事務所の所在地 愛知県名古屋市中千種区今池四丁目1番29号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
(1) 名称 (仮称)くまもと森林発電八代バイオマス発電所建設事業
(2) 種類 火力発電所設置事業
(3) 規模 火力発電所の設備の出力 75,000kw
火力発電所の燃料使用量 約15.8kL/h(重油換算値)
- 3 対象事業実施区域の位置
熊本県八代市新港町二丁目3番1号、3番2号
- 4 準備書の縦覧及び公表の方法及び期間
(1) 場所
ア 熊本県庁(行政棟本館1階情報プラザ)
イ エコエイトやつしろ
ウ 八代コミュニティセンター
エ 松高コミュニティセンター
オ 郡築コミュニティセンター
カ 八代市水処理センター
(2) 期間 令和元年11月1日(金)から令和元年12月2日(月)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
(3) 時間 午前9時00分から午後5時00分まで
(4) 電子縦覧 <http://www.enev.co.jp/>
- 5 意見書の提出

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者に提出することができる。

6 意見書の提出期限及び提出方法その他意見書の提出に必要な事項

(1) 提出期限 令和元年12月16日(月)(当日消印有効)

(2) 提出方法 縦覧場所(熊本県庁を除く)に備え付けの意見書箱への投函、または問い合わせ先への郵送

(3) 意見書の提出に必要な事項

意見書には次に掲げる事項を記載すること。

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ 意見書の提出の対象である準備書の名称

ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由(日本語により記載すること。)

7 説明会の開催

(1) 日時 令和元年11月14日(木)午後6時30分から午後8時まで

(2) 場所 やつしろハーモニーホール 市民ホール 八代市新町5番20号

8 問い合わせ先

〒100-0011

東京都千代田区内幸町二丁目2番2号 富国生命ビル 12階

株式会社エネ・ビジョン 東京支店 営業部 (担当) 松原、渡辺

電話 03-5501-1361